

税務キャッチ・アップ

民法(相続法)関係

自筆証書遺言書保管制度

1 はじめに

令和2年7月10日より全国の法務局で自筆証書遺言書の保管制度(法務局における遺言書の保管等に関する法律)が開始されている。自筆証書遺言書保管制度開始前は、遺言者が自分で原本管理を行わなければならず、遺言者が死亡した場合には家庭裁判所での検認手続が必要とされていた。この自筆証書遺言書保管制度を利用することにより、遺言者は法務局に自筆証書遺言書の保管を申請することができる。加えて、法務局で保管された自筆証書遺言書は家庭裁判所の検認手続が不要となり、自筆証書遺言書制度全体の利便性の向上に繋がることが期待されている。

2 制度の概要

自筆証書遺言書保管制度を利用しようとする遺言者は、自筆遺言書を作成した上で、遺言者の住所地、本籍地又は所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局(遺言書保管所を指す。以下同じ)に申請の予約を行い、直接法務局に出向くことになる。申請を受けた法務局では、遺言者の本人確認や遺言書の署名、日付、押印等の外形的な確認を行い、原本の保管とともに画像データとしても保管がなされる。遺言者にとっては、紛失や亡失を防ぐことができ、また、第三者に遺言書を見られることがないため、改ざんや隠匿を防ぐことができる。相続人

や受遺者等にとっても、遺言者が死亡した場合、家庭裁判所の検認手続が不要のため相続手続が速やかにでき、加えて、全国の法務局で以下の請求手続を行うことも可能となる。

- (1) 遺言書保管事実証明書の交付請求を行うことにより、遺言書が保管されているかどうかを調べることができる。
- (2) 遺言書情報証明書の交付請求を行うことにより、遺言書に記載されている内容の証明書の交付が請求できる。
- (3) 遺言書の閲覧請求を行うことにより、法務局において遺言書の内容を見て確認することができる(遺言書の原本の閲覧は遺言書が保管されている法務局に限る。)

相続人や受遺者等のうち一部の者が上記(2)又は(3)の請求を行った場合には、遺言書の隠匿を防ぐ観点から、その他の相続人等に対して法務局から遺言書が保管されている旨の通知が届くことになる。

3 公正証書遺言との比較

- (1) 自筆証書遺言書保管制度では遺言者自らが遺言書を作成し法務局に保管してもらうため、第三者にその内容が知られることはない。公正証書遺言では、公証人及び2人の証人に遺言書の内容を知られることになる。
- (2) 自筆証書遺言書保管制度では、法務局に対して支払う手数料が1件につき3,900円と

いう比較的安価で行える。公正証書遺言では、公証人役場に支払う手数料だけでも数万円単位となり、加えて証人に対する手数料が発生する場合も考えられる。

- (3) 自筆証書遺言書保管制度では、法務局が確認する点は遺言書の署名、日付、押印等の外形的部分だけであり、遺言の具体的内容は一切確認されない。したがって、遺言の内容に法的な不備や瑕疵がある場合は、遺言が執行できないことも考えられる。また、自筆証書遺言書保管制度では、その自筆証書遺言書が遺言者本人の自筆であるか否かまでは確認されない。その結果、遺言者自身が自筆していない遺言書が保管されてしまう可能性も考えられる。これに対し公正証書遺言は、公証人や証人が遺言書の作成に関与するため、法的な不備や瑕疵は考えにくい。また、遺言者が公証人や証人の前で遺言の意思表示を行うため遺言の執行の実現性が高いものとなる。

4 おわりに

自筆証書遺言書保管制度により遺言書がより身近なものになったことは歓迎するが、遺言書作成に当たっては専門家に相談することが賢明であると考えられる。

(右山研究グループ
税理士 塩島 好文)